

令和2年12月議会

議案説明資料

議案第211号

令和2年度福岡市一般会計補正予算案（第6号） . . . 1頁

議案第227号

福岡市立ひとり親家庭支援センターに係る指定管理者の指定について . . . 3頁

議案第228号

福岡市立中央児童会館に係る指定管理者の指定について . . . 7頁

議案第265号

福岡市科学館特定事業に係る契約の一部変更について . . . 12頁

こども未来局

1. 歳入歳出予算補正

予算案 説明書 ページ	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額	
					特 定	
					国県支出金	地方債
		千円	千円	千円	千円	千円
18 ↳ 21	3款 子ども育成費 1項 子ども育成費					
	1目 子ども育成総務費	4,031,082	△ 230,816	3,800,266	-	-
	2目 子ども育成支援費	121,258,275	23,866	121,282,141	-	-
	その他の科目 (本補正外)	3,787,959	-	3,787,959	-	-
	計	129,077,316	△ 206,950	128,870,366	-	-

の 財 源 内 訳			説 明
財 源		一 般 財 源	
其 他	計		
千 円	千 円	千 円	
△ 682	△ 682	△ 230,134	<p>一般職職員給与費等の減額 △ 230,816 千円</p> <p>期末・勤勉手当の減や人事異動に伴う執行見込みの減等</p> <p style="margin-left: 20px;">〔 関連歳入 △ 682 千円 〕</p> <p style="margin-left: 40px;">(25) 諸収入 △ 682 千円</p> <p style="margin-left: 40px;">健康保険料 △ 278</p> <p style="margin-left: 40px;">雇用保険料収入 △ 17</p> <p style="margin-left: 40px;">厚生年金保険料収入 △ 387</p>
-	-	23,866	<p>施設経費の追加 23,866 千円</p> <p>・福岡市科学館 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る臨時休館に伴う、利用料金収入の減少等によるサービス購入費の増額</p>
-	-	-	
△ 682	△ 682	△ 206,268	

議案第 227 号

福岡市立ひとり親家庭支援センターに係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立ひとり親家庭支援センターの管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立ひとり親家庭支援センター

(2) 指定管理者に指定する者

福岡市中央区警固 2 丁目 2 番 4 - 501 号

特定非営利活動法人 しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福岡

(3) 指定する期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（5 年間）

3 公募及び選定の概要

(1) 主な業務の内容

ア 福岡市立ひとり親家庭支援センター条例第 2 条各号に掲げる事業に関する業務

- ・ 各種の相談に関すること。
- ・ 生活指導及び生業の指導に関すること。
- ・ 技能の習得に関すること。
- ・ 利用者がセンターを利用する間における当該利用者の児童の保育に関すること。

イ 利用の制限に関する業務

ウ センターの建物及び附属設備等の維持及び修繕に関する業務

(2) 主な応募資格

ア 福岡市内に事業所を置く法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は法人等で構成する共同事業体であること。

イ 所得税，法人税，消費税，地方消費税及び本市市税に係る徴収金の滞納がないこと。

ウ 法人等又はその代表者が，暴力団関係者でないこと。

(3) 応募者（応募者数）

1 団体

特定非営利活動法人 しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福岡

(4) 福岡市立ひとり親家庭支援センター指定管理者選定・評価委員会

<選定委員> 5 名

- ・ [公認会計士] 池田 祐香（池田祐香公認会計士・税理士事務所）
- ・ [関係機関] 古里 憲児（福岡中央公共職業安定所業務第 1 次長）
- ・ [福祉団体] 岩崎 玲子（社会福祉法人福岡県母子福祉協会事務局長）
- ・ [福祉団体] 藤田 君子（社会福祉法人福岡県母子寡婦福祉連合会理事長）
- ・ [福祉団体] 吉村 展子（社会福祉法人福岡市社会福祉協議会常務理事）

(5) 募集・選定経過

ア 第 1 回選定・評価委員会 令和 2 年 7 月 8 日

（募集要項及び選定基準・方法について）

イ 募集要項配布 令和 2 年 7 月 16 日から 8 月 28 日まで

ウ 現地説明会 令和 2 年 7 月 22 日

エ 応募書類の受付 令和 2 年 8 月 21 日から 8 月 28 日まで

オ 第 2 回選定・評価委員会 令和 2 年 9 月 17 日

（応募者ヒアリング・選定）

(6) 指定管理料の上限額

令和3年度 62,611千円（議会の議決により変動する場合あり。）

4 選定結果等

(1) 選定基準

審査項目	審査の主な観点	配点
法人に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・センター事業を公正に運営するための基本理念はあるか・健全かつ安定した財政基盤を有するか・これまでの事業実績及び今後の事業計画は公益性の高いものであるか・これまでの事業実績及び今後の事業計画はひとり親家庭等のためのものが見られるか・類似事業の実績及び今後の計画はあるか	40
基本方針等に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・申請理由は妥当なものであるか・明確かつ適正な基本方針が示されるとともに、適正な達成目標が設定されているか・センターの休館日に関する考え方及びその設定は妥当か	30
事業計画に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・求められる業務水準を満たすとともに、効果的な相談を行える内容となっているか・効果的な就業情報の提供が見込まれるか・効果的な就業促進活動が見込まれるか・他の福祉・就業機関との連携は見込まれるか・求められる業務水準を満たすとともに、ニーズに対応した就業の可能性の高い就業支援講習会が実施されているか・利用者のニーズに対応するとともに、センターの持つ機能を十分に生かした時間設定が行われているか・応募者多数の場合の選考方法等は優れているか、公平性が図られるものであるか・求められる業務水準を満たすとともに、利用者のニーズに対応できる内容となっているか・求められる業務水準を満たすとともに、センターの利用や就業支援講習会の受講を容易にするための託児サービスの提供に配慮しているか・求められる業務水準を満たすとともに、独自の工夫がなされているか	155
組織及び経費に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・センターの運営のための適正な職員配置及び勤務条件となっているか・ひとり親家庭等日常生活支援事業を実施できる体制があるか・業務に求められる人材が適正に配置されているか・センター長は配置されているか・ひとり親家庭の親の雇用について配慮されたものであるか・経費の配分に合理性があるか・その他審査基準に該当しないもので、評価に値する独自の提案があるか	75
合 計		300

※上記配点の合計 300 満点中、180 点を指定管理者の候補者とするための最低制限基準とする。最低制限基準を満たさない場合は選定しない。

(2) 選定結果

前記の選定基準により選考した結果、特定非営利活動法人 しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福岡を指定管理者の候補者とした。

特定非営利活動法人

しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福岡

提案額 62,043 千円

審査項目	評価点 (委員の平均点) / 配点
法人に関する事項	31.0 / 40 点
基本方針等に関する事項	21.2 / 30 点
事業計画に関する事項	103.4 / 155 点
組織及び経費に関する事項	51.4 / 75 点
計	207 / 300 点

【参考資料】

福岡市立ひとり親家庭支援センターの概要

- 1 根拠法 母子及び父子並びに寡婦福祉法，
福岡市立ひとり親家庭支援センター条例
- 2 目的 ひとり親家庭及び寡婦に対して各種の相談に応じるとともに，生活指導及び生業の指導を行う等ひとり親家庭及び寡婦の福祉のための便宜を総合的に供与する。（条例第1条）
また，本市では，ひとり親家庭の自立・就業を支援することを目的とした，国が定める「ひとり親家庭等就業・自立支援センター」としての役割を担っている。
- 3 所在地 福岡市中央区大手門二丁目5番15号
- 4 開館日 昭和60年10月1日
- 5 対象者 母子家庭，父子家庭，寡婦
- 6 利用時間 火曜日から土曜日 午前9時から午後9時まで
日曜・祝日 午前9時から午後5時30分まで
- 7 休館日 毎週月曜日
年末年始（12月29日から1月3日まで）
- 8 管理運営 平成18年度から指定管理者制度を導入
- 9 施設の概要 延床面積 1436.79㎡（うちセンター専有面積 404.62㎡）
1階 大手門保育園として使用
2階 相談室，託児室，多目的室，事務室
3階 技能習得室，講習室（大手門保育園と併設）
- 10 事業内容
 - (1) ひとり親家庭の各種相談に応ずること
 - (2) ひとり親家庭に対し自立・就業の支援を行うこと
 - (3) ひとり親家庭に対し就業支援講習会を実施すること
 - (4) 利用者がセンターを利用する間における当該利用者の児童の保育を実施すること
 - (5) その他の事業

11 利用状況 （利用相談含む。単位：人）

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総利用延べ人数		9,576	9,895	9,974	10,296	9,626
内訳	相談事業	3,507	3,400	3,437	3,578	3,682
	講習会	4,422	4,445	4,470	4,157	3,600
	保育（託児室）	577	833	766	514	472
	日常生活支援	475	635	706	1,473	1,276
	その他	595	582	595	574	596

議案第 228 号

福岡市立中央児童会館に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立中央児童会館の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立中央児童会館

(2) 指定管理者に指定する者

福岡市中央区今泉一丁目 13 番 15 号

社会福祉法人 福岡市保育協会

(3) 指定する期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（5 年間）

3 公募及び選定の概要

(1) 主な業務の内容

ア 福岡市立児童館条例第 3 条各号に掲げる事業に関する業務

- ・ 児童の健康を増進し、情操を豊かにするための遊戯施設等を提供すること。
- ・ 健全な遊びを通し、児童の集団的、個別的指導を行うこと。
- ・ 児童の保護者に育児のための便宜を提供すること。
- ・ 児童の健全育成に関わる個人及び各種団体に児童館の施設を利用させ、その活動を推進すること。
- ・ その他児童館の設置の目的達成に必要なこと。

イ 利用許可等及びその取消しに関する業務

ウ 利用の制限に関する業務

エ 児童館の施設、附属設備等の維持及び修繕に関する業務

(2) 主な応募資格

ア 福岡市内に事業所を置く法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は法人等で構成する共同事業体であること。

イ 所得税、法人税、消費税、地方消費税及び本市市税に係る徴収金の滞納がないこと。

ウ 法人等又はその代表者が、暴力団関係者でないこと。

(3) 応募者（応募者数）

1 団体

社会福祉法人 福岡市保育協会

(4) 福岡市立中央児童会館に係る指定管理者選定・評価委員会

<選定委員> 5名

- ・ [学識経験者] 中村 奈良江（西南学院大学人間科学部教授）
- ・ [公認会計士] 谷川 公一（谷川公認会計士税理士事務所）
- ・ [実務経験者] 川上 利香（特定非営利活動法人宇美こども子育てネット
う～みん代表理事）
- ・ [実務経験者] 牛島 恭子（特定非営利活動法人子どもNPOセンター
福岡事務局長）
- ・ [小学校長] 関屋 成久（福岡市立小学校長会副会長）

(5) 募集・選定経過

ア 第 1 回選定・評価委員会 令和 2 年 7 月 2 日

（募集要項及び選定基準・方法について）

イ 募集要項配布 令和 2 年 7 月 14 日から 8 月 28 日まで

- ウ 現地説明会 令和2年7月28日
 エ 応募書類の受付 令和2年8月21日から8月28日まで
 オ 第2回選定・評価委員会 令和2年10月6日
 (応募者ヒアリング・選定)

(6) 指定管理料の上限額

令和3年度 103,251千円(議会の議決により変動する場合あり。)

4 選定結果等

(1) 選定基準

評価基準	主な審査の視点	配点
市民の正当かつ公平な利用の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の設置目的を踏まえた管理運営の基本的な方針 ○管理運営に対する理念・意欲 ○実現可能な目標の設定 	8
児童会館の管理を的確に遂行するために必要な能力	<ul style="list-style-type: none"> ○管理運営の実施体制 (共同事業体においては管理責任体制含む) ○管理運営を適切に行う人員配置計画 ○雇用環境の向上に向けた取組 ○的確な管理運営のための取組 (具体的な研修などの人材育成, 施設・設備等の維持管理の考え方など) ○苦情等の未然防止及び対処方法 ○個人情報保護への取組 ○事故等の防止など安全対策, 事故等発生後の対処方法 ○危機管理体制 ○児童福祉施設等の運営の実績 	44
児童会館の管理のために必要な経済的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ○管理運営を維持できる安定的な経営基盤 	
児童会館の効用を十分に発揮させる計画	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者に対するサービスの向上 (施設提供に係る利用者視点の取組など) ○事業の実施計画 (管理の基準に定める事業の確実な実施, 効果的な事業内容の提案など) ○利用者増の方策 (各年齢層に応じた取組みなど) 	40
管理に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ○経費節減の取組 ○収支計画の妥当性 	
市施策への寄与	<ul style="list-style-type: none"> ○市の施策に寄与する取組 ○地場中小企業の活性化 	8
合 計		100

※上記配点の合計100点満点中、60点を指定管理者の候補者とするための最低制限基準とする。最低制限基準を満たさない場合は選定しない。

(2) 選定結果

上記の選定基準により選考した結果、社会福祉法人福岡市保育協会を指定管理者の候補者とした。

社会福祉法人 福岡市保育協会

提案額 103,251 千円

評価基準	評価点（委員の平均点）／ 配点
市民の正当かつ公平な利用の確保	5.6／8 点
児童会館の管理を的確に遂行するために必要な能力	35.4／44 点
児童会館の管理のために必要な経済的基盤	
児童会館の効用を十分に発揮させる計画	29.6／40 点
管理に要する経費	
市施策への寄与	4.8／8 点
小 計	75.4／100 点
調整（現指定管理者への加減点 インセンティブ・ペナルティ制度）※	3.0／5 点
合 計	78.4／105 点

※現指定管理者については、指定管理期間中の事業評価に基づき別途＋5点から－5点のインセンティブ又はペナルティを付与。

【参考資料】福岡市立中央児童会館の概要

- 1 根拠法 児童福祉法，福岡市立児童館条例
- 2 目的 児童の心身ともに健やかな育成を図る。
- 3 所在地 福岡市中央区今泉一丁目 19 番 22 号
- 4 開館日 昭和 45 年 2 月 10 日
- 5 対象者 おおむね 18 歳未満の児童及びその保護者 等
- 6 利用時間 午前 9 時から午後 9 時まで
(子どもプラザ，一時預かり室の利用は午後 6 時まで)
- 7 休館日 毎週月曜日（国民の祝日の場合はその翌日）
毎月月末（日曜日又は国民の祝日の場合はその翌日）
年末年始（12 月 28 日から 1 月 3 日まで）
- 8 管理運営 平成 18 年度から指定管理者制度を導入
平成 26～27 年度 現地建替えのため一時休館
平成 28 年度 新施設供用開始
- 9 施設の概要 構造 鉄骨造 地上 8 階（7 階及び屋上）のうち，5～7 階
及び屋上の一部
5 階 子どもプラザ，一時預かり室，児童体育室，事務室
6 階 交流スペース，事務室等
7 階 集会室，多目的ルーム，音楽室，工芸室，学習室
屋上 屋上広場
面積 専有延床面積 約 1,980 m²（屋上含む。）

10 事業内容

- (1) 児童の健康を増進し，情操を豊かにするための遊戯施設等を提供すること。
- (2) 健全な遊びを通し，児童の集団的，個別的指導を行うこと。
- (3) 児童の保護者に育児のための便宜を提供すること。
- (4) 児童の健全育成に関わる個人及び各種団体に児童館の施設を利用させ，その活動を推進すること。
- (5) その他児童館の設置の目的達成に必要なこと。

11 利用状況

(単位：人)

年度	乳幼児	小学生	中学生	高校生	引率	保護者	その他	諸室の専用利用	合計
H25	34,457	13,806	1,000	330	213	34,129	1,573	—	85,508
28	70,243	28,002	3,181	3,154	147	66,408	932	13,566	185,633
29	57,506	21,581	2,654	4,876	62	51,641	802	15,741	154,863
30	55,585	19,057	4,065	5,096	106	49,315	792	22,354	156,370
R1	44,975	16,517	4,687	8,543	39	41,753	331	17,114	133,959

**議案第 265 号
福岡市科学館特定事業に係る契約の一部変更について**

契約件名	福岡市科学館特定事業
理 由	本件は、福岡市科学館特定事業において、新型コロナウイルス感染症対策を講じるため要求水準を変更したことに伴い、当該事業に係る契約の契約価額を変更する必要性が生じたので、議会の議決を求めるものである。
原契約日	平成 28 年 3 月 25 日
契約の相手方	福岡市中央区薬院一丁目 17 番 28 号 株式会社福岡サイエンス&クリエイティブ
事業内容	福岡市科学館の設計、施工、開業準備並びに維持管理及び運営に関する業務
契約変更価額	<p>○変更後 11,176,463,346 円。ただし、需要、物価又は金利の変動等により増減が生じることがある。</p> <p>○元議決 11,102,130,390 円。ただし、需要、物価又は金利の変動等により増減が生じることがある。</p> <p>(参考) 需要、物価又は金利の変動等により変更した令和 2 年 4 月 30 日現在の契約価額は、11,152,598,044 円である。</p>
履行場所 (事業場所)	福岡市中央区六本松 4 丁目 2 番 1 号
履行期間 (事業期間)	平成 28 年 3 月 25 日から令和 14 年 9 月 30 日まで

1 契約の変更理由について

(1) 契約変更を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症対策を講じるための要求水準（※1）の変更に伴うサービス購入費（※2）の変更。

※1 要求水準書（抜粋）

<p>9 要求水準の変更</p> <p>(1) 要求水準の変更事由</p> <p>市は、事業期間中に、次の事由により要求水準を変更する場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき。 ・ 地震、風水害、<u>新型インフルエンザ等の感染症の流行</u>その他の災害等（以下「災害等」という。）の発生や事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき又は業務内容が著しく変更されるとき。 ・ 市の事由により業務内容の変更が必要なとき。 ・ その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

※2 サービス購入費・・・事業者による契約の履行の対価として、市が事業者を支払う施設整備や維持管理・運営等の費用

(2) 要求水準の変更に係る主な内容

新型コロナウイルス感染症対策を講じるため、事業者に対し、以下の対応を依頼。

- ・ 臨時休館（令和2年2月27日～3月20日、4月4日～5月17日）
- ・ 感染防止対策の実施 など。

2 契約の変更額について

(1) 契約変更の対象

- ・ サービス購入費C（維持管理・運営に係る対価）
- ・ サービス購入費D（光熱水費に係る対価）

※サービス購入費はA～Dで構成されており、サービス購入費A（初期整備に係る対価）及びサービス購入費B（開業準備に係る対価）については変更無し。

※サービス購入費の概要

市が事業者を支払うサービス購入費については、事業者が当該業務に要する費用から事業者が当該業務を通じて利用者から得る収入を除いた額としている。

表 サービス購入費（C及びD）と料金収入の関係

費用	収入の区分
維持管理・運営業務に要する費用	サービス購入費C
	利用者からの料金収入等
光熱水費に要する費用	サービス購入費D

※サービス購入費A及びBは変更無しのため省略

(2) 変更額
23,865,302 円

(3) 変更額の内訳について

① サービス購入費C

増減理由：臨時休館による利用者からの料金収入等の減少に伴うサービス購入費の増（21,172,068 円（税抜））及び維持管理・運営業務に要する費用の増減に伴うサービス購入費の増（2,187,578 円（税抜））

対象期間：令和2年3月～5月

変更額：25,695,610 円（税込）

② サービス購入費D

増減理由：臨時休館による光熱水費に要する費用の減少に伴うサービス購入費の減（▲1,663,917 円（税抜））

対象期間：令和2年3月～5月

変更額：▲1,830,308 円（税込）

3 これまでの契約価額の改定について（参考）

本契約は長期契約による福岡市と事業者との公平なリスク分担等を目的として、需要、物価又は金利の変動等により契約価額の改定を行っている。

※当初契約締結時の議決において、契約価額については「需要、物価又は金利の変動等により増減が生じることがある」とのただし書があるが、今回は該当しないため、改めて議決が必要となるもの。

【これまでの改定実績】

（税込）

改定日	増減額	改定後の契約総額	増減理由
（元議決）	—	（11,102,130,390 円）	—
平成29年4月1日	17,610 円	11,102,148,000 円	需要変動
平成29年10月1日	▲216,715,979 円	10,885,432,021 円	物価変動・金利変動
平成30年4月1日	39,402,408 円	10,924,834,429 円	物価変動・需要変動
平成31年4月1日	20,572,866 円	10,945,407,295 円	物価変動・需要変動
令和元年10月1日	100,506,154 円	11,045,913,449 円	消費税率引き上げ
令和2年4月1日	107,980,951 円	11,153,894,400 円	物価変動・需要変動
令和2年4月30日	▲1,296,356 円	11,152,598,044 円	需要変動
計	50,467,654 円		